

葉山国際カンツリー倶楽部利用約款

第1条 (約款の適用)

葉山国際カンツリー倶楽部（以下「当ゴルフ場」といいます。）の施設を利用される方（会員又は非会員かは問いません。）は、当ゴルフ場の会則及び細則その他約款によるほか本約款の定めに従ってご利用いただきます。

第2条 (休場日、開閉場時間)

当ゴルフ場の休場日と開閉場時間は別に定めるところによります。但し、天災、天候又はゴルフ場の都合等のやむを得ない事情により臨時的に休場したり、又は開閉場時間を変更したりすることがあります。

第3条 (施設利用の申込)

当ゴルフ場の施設を利用しようとする方は、原則として予め電話、当ゴルフ場ホームページ公式ネット予約ページあるいはインターネットゴルフ場予約サイト等の方法により利用予約申込をして当ゴルフ場の承認を得なければなりません。

第4条 (施設利用契約の成立及び利用料の支払)

- 1 当ゴルフ場の施設を利用しようとする方は、当日フロントにおいて、所定の名簿用紙への署名又はメンバーズカードの提出をしてください。これらと引き換えにフロントからロッカーキー及びスコアカードホルダーをお渡ししたときに当ゴルフ場と利用申込者の間に施設利用契約が成立したものといたします。尚、予約をしないで来場した会員については、当ゴルフ場がスタート時刻の指定又は施設利用を承認したときに施設利用契約が成立したものといたします。但し、第6条の各号に該当する方は、施設の利用をお断りいたします。
- 2 施設利用が終了し退場する前に、所定の利用料を定められた方法に従ってお支払いいただきます。

第5条 (利用予約キャンセルの場合の違約金及びプレー中止に伴う利用料)

- 1 利用予約をキャンセルされる場合の違約金については、別に定める規定に従ってお支払いいただきます。
- 2 プレー中止については、最初のホールでティーショットを打ち終えた後、利用者ご自身での判断・都合でプレーを中止した場合は、通常プレー料金をお支払いいただきます。
- 3 雨又は雷等により、当ゴルフ場から利用者へプレー中止をお願いした場合は、別に定める規定に従って利用料をお支払いいただきます。

第6条 (施設利用の拒絶)

下記の各号に該当する方は、施設の利用をお断りいたします。

- 1 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいいます）。
- 2 暴力的言動、賭博、その他公序良俗に反する行為をする恐れのある方。
- 3 当ゴルフ場が禁止する服装又はゴルフ靴を着用して、当ゴルフ場の指示に従わない方。
- 4 偽名又は他人名義で登録が行われたとき。
- 5 泥酔又は覚せい剤等の薬物使用のとき。
- 6 入れ墨・タトゥーを露出されている方並びに入れ墨・タトゥーのある方の浴場利用。
- 7 他の利用者に迷惑をかけ又は不快感を与える恐れがあると当ゴルフ場が判断した方。
- 8 その他の理由により施設を利用することが好ましくないと当ゴルフ場が判断した方。

第7条 (施設利用継続の拒絶)

下記の各号に該当する方は、施設利用の継続をお断りいたします。当ゴルフ場から利用継続拒絶の通知を受けた方は、プレー途中であっても直ちにプレーを中止し、

速やかに当ゴルフ場から退場していただきます。この場合でも通常プレー料金を退場前にお支払いいただきます。

- 1 施設の利用開始後に、第6条に該当することが判明した方。
- 2 ゴルフ技術が著しく低く又はプレーが極端に遅い等の理由により他の利用者に迷惑がかけると当ゴルフ場が判断した方。
- 3 他の利用者への迷惑行為や公序良俗に反する行為及びスタッフへのセクハラ、パワハラ行為並びにカスタマーハラスメントを行う等、施設利用を継続することが好ましくないとき当ゴルフ場が判断した方。
- 4 本約款に違反した方。
- 5 上記1から4以外の理由により施設利用を継続することが好ましくないとき当ゴルフ場が判断した方。

第8条 (掲示等による告示の遵守)

利用者は、場内掲示又は口頭による告示を遵守していただきます。

第9条 (ゴルフ場内への持込み禁止品)

当ゴルフ場内へ下記のものを持込むことをご断りいたします。

- 1 動物等のペット類。
- 2 銃砲刀剣類。
- 3 悪臭を放つもの。
- 4 発火・爆発の恐れがあるもの。
- 5 騒音を発するもの。
- 6 食品衛生上の観点からお弁当、その他の食品類。
- 7 酒類。
- 8 他人に迷惑・危険を及ぼし又は不快感を与える恐れがあるもの。

第10条 (ゴルフ場内での禁止行為)

当ゴルフ場内にて下記の行為はご断りいたします。

- 1 賭博その他風紀を乱す行為。
- 2 物品販売・広告宣伝等の行為。
- 3 利用者以外のコース内立入り (特に許可する場合を除きます。)
- 4 倉庫・スタッフ事務所等、立入禁止区域への出入り。
- 5 無断での当ゴルフ場の利用・立入・見学・写真撮影・録音・録画等。
- 6 無断で当ゴルフ場の来場者やスタッフの写真を撮影し、SNS (ソーシャルネットワークキングサービス。一般的に不特定多数との交流を目的とするコミュニケーション・サービスに加え、各種動画サイトならびにイラストサイトを含みます。)等に投稿する行為。
- 7 当ゴルフ場の許可を得ない、当ゴルフ場所属ティーチングプロ以外の方のレッスン等の営業行為。
- 8 上記1から7以外で、他人に迷惑・危険を及ぼし又は不快感を与える行為。

第11条 (金銭、高価品、携帯品、自動車等の保管責任)

- 1 金銭その他高価品は、当ゴルフ場備え付けの貴重品ロッカー又はフロントにお預けください。
- 2 フロントにお預けの貴重品以外の貴重品ロッカー格納物、着替用ロッカー格納物、携帯品、場所を提供しているだけの駐車場の自動車の盗難、紛失、損傷等の事故については、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

第12条 (エチケット・マナーの遵守)

クラブハウス、コース並びに付帯施設内では、他人に迷惑をかけたり不快感を与えないよう、エチケット・マナーを遵守してください。

第13条 (プレーにおける危険防止)

ゴルフは時により大変危険を伴うことがありますので、キャディのアドバイス如何にかかわらず、次の事項に留意してすべて自己の責任でプレーをしてください。

- 1 ティーイングエリアには、打者以外の方は入らないでください。
- 2 素振りをするときは指定場所内で、周囲に十分気を付けて慎重に行ってください。
- 3 同伴者は、打者の前に絶対に出ないでください。

- 4 自己の飛距離、飛行方向を適切に判断し、先行組や隣接ホールに打ち込まないよう慎重に打球してください。
- 5 コールオンは原則禁止ですが、ショートホールやパスの際に後続組に打球させる時は、安全な場所に退避してください。
- 6 ホールアウト後は速やかにグリーンを去り、後続組の打球に対して安全な場所を通り、次へ進んでください。

第14条 (スロープカーの使用)

コース内に設置してあるスロープカーをご利用の際は、運行注意事項を守り利用してください。特に手足を外側に出さないでください。又、始動・停止の際は前後の組にご配慮ください。

第15条 (雷鳴があった場合の避難)

雷鳴があった場合には、直ちにプレー又は練習を中止し、避難所等安全と思われる場所に避難してください。

第16条 (人身事故等の場合の応急処置)

万一人身事故等が起きた場合は、直ちにプレーを中止し、当ゴルフ場に連絡してください。

第17条 (用具の確認)

利用者がプレーを終了又は中止した場合は、クラブ等の用具を点検し、間違いが無いか確認してください。確認後の用具の不足・瑕疵並びにセルフプレーされた場合の用具の不足・瑕疵等については当ゴルフ場は一切責任を負いません。

第18条 (宅配便の取扱い)

宅配便荷物の破損又は内容物の過不足等については、当ゴルフ場は一切責任を負いません。利用者がゴルフクラブ以外の物(コンペ商品等)を宅配便で送られる場合は、予め当ゴルフ場へ連絡してください。

第19条 (火気使用及び指定場所以外での喫煙の禁止)

当ゴルフ場内での火気使用並びに当ゴルフ場指定場所以外での喫煙は禁止いたします。

第20条 (違背の場合の責任)

利用者が、本約款に違背して第三者に傷害等の事故を発生させた場合、又は自分が傷害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切の損害賠償等の責任を負いません。

第21条 (施設に損害を与えた場合の弁償)

利用者が、故意又は過失により当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害額を弁償していただきます。

第22条 (乗用カートの使用)

別に定める「乗用カート利用約款」を厳守してください。

第23条 (飲酒運転の禁止)

当ゴルフ場への往復及び当ゴルフ場内においては、絶対に飲酒運転を行わないでください。当ゴルフ場はレストラン・売店等、当ゴルフ場内の全施設において、運転者に対するアルコール類の提供を一切お断りいたします。

第24条 (当ゴルフ場が発行する金券等のサービスについて)

当ゴルフ場が発行する金券等は、有効期限が過ぎたものは無効とします。また、有効期限内でも予告なく利用制限、停止又は廃止する場合があります。

第25条 (個人情報の利用目的)

当ゴルフ場は、法令等の定めにより、利用者からご提供いただく個人情報(氏名・住所・電話番号・電子メールアドレス・生年月日・性別等の個人を識別できる情報)は以下に記載する利用目的のために利用いたします。

- (1) 当ゴルフ場が提供する商品の販売やサービスの提供及び登録会員へのサービスの提供とこれらのアフターサービスの実施のため。
- (2) 当ゴルフ場の宣伝・イベント・ご優待・サービスなどに関する情報の送付・ご案内を行うため。
- (3) 各種お問合せ・資料請求等に関する対応のため。
- (4) 利用者のご意見・ご要望や利用環境等に関する調査を実施して、満足度の向上につながるサービス等の改良・改善を行うため。

- (5) ご予約内容の変更、緊急時の個別のお問合せ、拾得物のご連絡、宅配業者への品物の発送を依頼する場合等の連絡を行うため。
- (6) 懸賞・キャンペーン等の当選、商品・謝礼の提供、イベントの企画・運営を行うため。
- (7) アンケート依頼、市場調査・顧客動向分析その他、経営・運営上必要な分析を行うためのデータ作成及び個人を特定できない統計データ作成および公表、その他調査研究のため。
- (8) 上記の利用目的に付帯関連して、当ゴルフ場から行う情報提供のため。

第26条（その他）

利用者は次の事項を遵守してください。

- 1 スタート時間の40分前までにご来場ください。
- 2 プレーは、ハーフラウンド2時間15分以内でラウンドされるようお願いいたします。それ以降の組の方は、前の組との間隔を維持し、プレーしてください。
- 3 前の組との間隔は1ホール以上空けないようお願いいたします。著しくプレー進行に遅延があった場合は、組の入れ替えやプレーの中止をお願いする場合がございます。
- 4 コースマーシャルがコースを巡回しております。本約款に違背する場合はスタッフより注意・警告又はプレーの中止をお願いする場合がございます。
- 5 目土、グリーン上のボールマーク直し、バンカーならしにご協力をお願いします。
- 6 当ゴルフ場は会員制倶楽部であるため、各種倶楽部競技等を優先する場合がありますので、予めご了承ください。

第27条（約款の改正）

当ゴルフ場は、本約款を改正することがあります。

附 則

本約款は、平成 6年 7月 1日から実施します。
 改正 平成10年 4月 1日
 改正 平成27年 7月 1日
 改正 令和 3年 3月 1日
 改正 令和 3年 8月10日
 改正 令和 5年 2月 1日
 改正 令和 5年 4月 1日